

ほご 保護のしおり

生活保護を受けるにあたって、知っておいていただきたいことや、必要な手続きの概要について書いてあります。このしおりは生活保護制度のすべてを網羅したものではございませんので、ご不明点等がございましたら、お気軽にご連絡ください。

生活保護とは生活費や医療費に困っている方に対して、国が定める健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自分自身の力で生活が成り立つように、必要な援助をすることを目的とした国の制度です。

生活保護の申請は国民の権利です。

生活に困窮している、あるいは、生活が成り立たなくなる恐れがある場合は、ためらわずにご相談ください。

保障される権利

- 保護の決定は、正当な理由なしに不利益に変更されることはありません。
- 保護金品に対して税金等をかけられることはありません。
- 保護金品又は保護を受ける権利は、差し押さえられることはありません。

守っていただくこと（義務）

- 自分の生活をよりよくするための努力をし、健康の維持・増進に努めてください。
- 能力に応じて働いてください。
- 計画的な家計のやりくりを努め、節約を心がけてください。
- 保護を受ける権利は他の人に譲渡できません（保護金品の譲渡も不可）。
- 福祉事務所への届出の義務を守ってください。
- 福祉事務所の指導指示に従ってください。

えびなしふくしじむしょ せいかつしえんか
海老名市福祉事務所 生活支援課

令和3年4月

もくじ
目次

1	生活保護を受けるにあたって	
	資産等の活用	3
	能力の活用	3
	扶養義務者からの援助	3
	生活保護制度以外の制度の活用	4
2	生活保護費について	
	生活保護費の決め方	4
	生活保護費の種類	5
	収入認定額	5
	保護費の返還等	6
3	届出の義務	6
4	福祉事務所の指導・指示	7
5	生活保護手続きの流れ	7
6	保護開始後の手続き	8
7	病院へのかかり方	8
8	保護費の支給について	9
9	適正な保護のための取り組み	9
10	相談・連絡	10
11	申請時にお持ちいただきたい資料	10

1 生活保護を受けるにあたって

資産、能力その他あらゆるものを自分の生活の維持のために活用してください。
また、扶養義務者からの援助や他の法律等による給付を優先してください。

(1) 資産等の活用

資産等は売却・貸付等して生活費に充てるなど、活用を図ってください。

- 土地・家屋
- 保険金額及び保険料、解約金がある生命保険、預貯金
- 自動車等（他者名義の車両を使用することもやめてください）
- その他家族構成や一般世帯の状況から判断して、必要な生活用品以外のもの

※必要性を事前に福祉事務所が認めた場合のみ、所有・保有可能な場合があります。

※資産活用により収入があった場合は、すでに受けた保護費の範囲内の金額を福祉事務所に返還していただきます。また所有・保有が認められた資産を活用した場合も同様です。

※親族への扶養調査については、扶養が期待できない方への調査を実施しないなど、弾力的な運用を行っています。

※新型コロナウイルス感染症等の影響により、一時的に収入が減少し、生活保護制度を利用する場合であって、早期に就労再開が見込まれる場合には、通勤用自動車等の保有を認めることがあります。

(2) 能力の活用

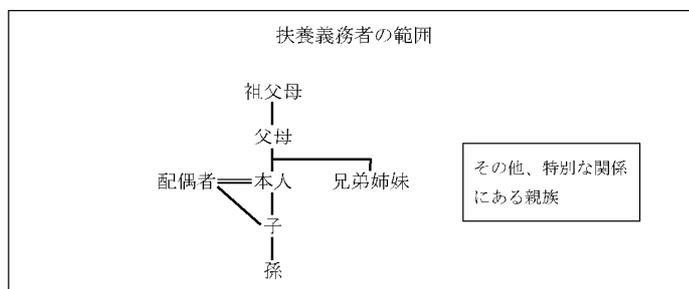
働くことのできる人は、能力に応じた仕事に就いて収入を得てください。

病気の人は、医師の指示に従い、一日も早い健康回復に努めてください。

(3) 扶養義務者からの援助

親子・兄弟姉妹等から援助が得られないか相談してください。

扶養が期待できない方への照会を行わないなどの弾力的な運用を行っていますので、担当者にお問い合わせください。



(4) 生活保護制度以外の制度の活用

生活保護以外の活用できる法律や制度は、必ず利用してください。

年金の受給をはじめ、健康保険、各種手当等他の法律や制度が利用できる場合は、必ず利用してください。

2 生活保護費について

(1) 生活保護費の決め方

最低生活費と収入を比較し、不足分を支給します。

$$\text{毎月の保護費} = \text{最低生活費} - \text{収入認定額}$$

世帯の状況に応じて国が定めた基準である最低生活費とその世帯の収入認定額を比べて、不足分を生活保護費として支給します（保護費は1か月分単位で算定）。

家計簿をつけるなどして、浪費しないように心掛け、毎月最低生活費の範囲内で生活するようにしてください（最低生活費は、ケースワーカーに確認してください）。

※世帯の状況：人数、家族構成（母子、障がい者、高齢者等）、入院・入所等

◆生活保護を必要とする場合（不足分が生活保護費になります。）

最低生活費	
収入（年金、給与等）	生活保護費

◆生活保護を必要としない場合

最低生活費
収入（年金、給与等）

① 生活保護費は、保護開始時または毎月1日現在の状況で算定します。

（事前に判明している収入金額は、あらかじめ差し引いて計算します。）

② 月の途中の収入は、その月の1日にさかのぼって、保護費を計算します（就労収入の一部に例外あり）。その結果により、支給済みの保護費が過支給となった場合は、その差額を返還していただきます。

③ 収入認定は、実際に収入があった月で計算します。収入申告が遅れた場合は、収入月までさかのぼって計算するため、複数月の保護費が返還対象となり、返還額が高額となる場合があります。収入は、変動があった場合も含め、その都度速やかに申告してください。

④ 年金や手当など複数月分がまとめて入金されるものは、1か月あたりの金額に換算して収入認定します。年金や手当が入金された月に、過剰な支出をしないよう計画的に消費してください。

年金が遡及して支払われた場合や資産の売却や保険の解約で得た収入など特殊な収入については、取扱いが異なる場合があります。判明した時点で担当のケースワーカーに報告し、指示に従ってください。

(2) 生活保護費の種類

目的別に扶助費が定められます。目的外の保護費の消費はできません。

生活保護には、目的別に8種類の扶助があり、目的などに応じて、扶助額や支給時期を決定します。保護費は目的外に消費できません。

なお、上限金額が決まっているものや、保護金品の事後給付ができないものがあります。事前にケースワーカーに相談してください。

1	生活扶助	衣食その他の日常生活	5	介護扶助	介護を受けるための費用
2	住宅扶助	家賃・地代等	6	出産扶助	出産費用
3	教育扶助	義務教育を受ける費用	7	生業扶助	高校就学、技能修得、就職支援等
4	医療扶助	病気等の治療費用	8	葬祭扶助	葬祭費用

(3) 収入認定額

収入認定額は、保護費算定の基礎です。収入があったら速やかに申告してください。

① 就労以外の収入等（各種年金・手当・仕送り・貯金・保険金・その他）

全額収入認定します。手続きに要した必要な経費は収入から除きます。

② 就労収入

毎月の収入額から、必要経費と各種控除を差し引いた額を収入認定額とします。

控除：「基礎控除」「新規就労控除」、「未成年者控除」等

(4) 保護費の返還等

□ 次の場合は、得た収入の全部又は一部を福祉事務所へ返還してください。

すでに支給された保護費の範囲内での返還となります。保護費の返還を要する場合は、速やかに返還してください（原則として一括での返還となります）。

- やむをえない事情により、資産があるにもかかわらず保護を受けた場合で、その資産を処分したとき
- 加入していた生命保険の保険金又は解約金を受領したとき
- 保護の開始後に、過去に遡って年金や手当・補償金を得たとき
- その他、本来の保護費の額より多くの保護費を受給していたとき

□ 不正に保護を受けたときは、不正額を徴収します。

- 事実を偽る・隠すなどにより不正に保護を受けたときは、福祉事務所は、支給した保護費の全部又は一部を徴収します（悪質な場合等は徴収金額に最大で40%を加算します。）。
- 詐欺罪等で刑法上の処罰を受けることもあります。

3 とどけで 届出の義務

□ 次の場合、申告・報告が必要です（内容を証明するものを添付してください。）

① 働いて収入を得たとき (賞与等の一時金を得たときを含む)	全世帯員対象 毎月1回以上
② 求職活動をしたとき	原則として16～64歳の方 毎月1回
③ 就労開始時、就労状況変更時	随時
④ 金品の収入を得たとき (財産処分、仕送りなど)	随時
⑤ 無収入や収入に変動がないとき	上記①～④に該当しない方 年1回以上
⑥ 出産、死亡、転入、転出等の理由で家族に変動があったとき	
⑦ 介護保険サービスを使うとき	
⑧ 他の法律・制度が適用されるとき (障害者手帳、自立支援医療証、社会保険取得等)	

4 福祉事務所の指導・指示

福祉事務所では、法に基づき次のようなとき口頭又は文書で指導・指示を行います。正当な理由がなく従わない場合には、保護の停止や廃止になることがあります。

① 就労についての指導・指示

- 正当な理由なく働かないでいるとき
- 収入増を図るための十分な努力（転職も含む）をしていないとき

② 療養上の指導・指示

- 病気を治す必要があるにもかかわらず、治療に熱心でないとき
- 医師の意見により入院・退院・転院が必要と認められとき

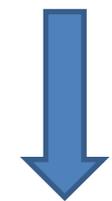
③ その他の指導・指示

- 利用する必要がある資産等を処分しないとき
- 扶養義務者からの仕送り等の援助を受ける努力をしないとき
- 利用が可能な生活保護法以外の制度や施策を利用しないとき
- 福祉事務所への届け出の義務を守らないとき
- その他保護の目的達成に必要な指導に従わないとき

5 生活保護手続きの流れ

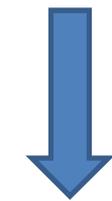
① 相談・申請

生活にお困りの状況をお聞きし、「生活保護制度」について説明させていただきます。「生活保護」の申請を希望される場合には、申請書等を提出していただきます。
なお、お聞きした内容についての秘密は厳守しますので安心してお話してください。



② 調査

担当者が調査のため、ご自宅を訪問させていただきます。また、資産や扶養等、生活保護に必要な各種調査を実施します。扶養が期待できない方への照会には行わないなどの弾力的な運用を行っていますので、担当者にお問い合わせください。



③ 生活保護の開始決定

調査結果をもとに、保護の可否について海老名市福祉事務所が判断し、申請いただいた日から原則14日以内に決定します（調査に日時を要する特別な理由がある場合は最長30日）。

6 保護開始後の手続き

生活保護を受けることが決まったときは、必要に応じて次の手続きをとってください。

固定資産税・住民税・国民年金保険料の減免・免除等の手続き

NHK放送受信料・県立高等学校授業料等の減免手続き

7 病院へのかかり方

「国民健康保険証」は、利用できません。市役所に返してください。

会社の健康保険証や自立支援医療証等は利用できます。必ず利用してください。

身近な指定医療機関で受診してください。

やむなく遠くの機関を受診する場合は、事前にご相談ください。

また、生活保護の対象となるか不明の場合などもご相談ください。

次の場合は、必ず福祉事務所に連絡してください。

○通院時 ○治療・通院を終了・中断したとき ○入院・退院・転院のとき

病院にかかるときの手続き

※原則として、申請により発行された医療券を、医療機関に提出して受診します。

① 受診の前に（初診時 及び 各月の最初の受診時）

○医療機関に連絡し、生活保護での受診が可能か確認をしてください。

○福祉事務所に電話連絡してください。

② 受診する時

○病院の窓口等で生活保護受給者証等を提示してください。

○会社の健康保険証、自立支援医療受給者証などは、一緒に提示してください。

③ 受診した後

○福祉事務所に次の事項を連絡してください。

・受診した方の氏名 ・病院名 ・受診日 ・薬局名

受診にかかる医療費は、福祉事務所から医療機関に直接支払われますが、受診の連絡がないと支払いができません。適切な受診に支障がでる場合もありますので、確実に連絡してください。

※ 医師から後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が可能であると判断された場合は、後発医薬品の使用をお願いします。

※ 次の費用については、主治医及び福祉事務所の嘱託医が必要であると判断した場合に支給される場合があります。必要な場合は、事前にケースワーカーに相談してください。

☆通院費

☆治療材料費（メガネ、コルセットほか）

8 保護費の支給について

□ 初めての保護費支給：生活保護決定時にお知らせします。

支給場所 海老名市役所 西棟 生活支援課

も 持ってくるもの 印鑑・()

□ 2回目以降の支給は、原則として毎月5日に支給します。(定例支給)

休日等により変更となる場合があります。「福祉のたより」で次回の支給日を記載
しますので、毎月必ず確認し、できるだけ世帯主の方が来所してください。

また、一時扶助等、定例支給以外に保護費が支給される場合があります。この場合
の支給日は、ケースワーカーに確認してください。

保護費の受給時は、「印鑑」・「生活保護受給者証」を持参してください

□ 口座振込による保護費の支給

初回支給や真にやむを得ない場合を除き、口座振込となります。詳細は担当ケー
スワーカーに確認してください。

9 適正な保護のための取り組み

(1) 福祉事務所の調査について

□ 収入の申告が、適正に行われているかを確認するため、定期的に調査を実施します。

課税状況(関係機関)・給与支払い状況(就労先)・出入金状況(金融
機関)等を調査します。適正に収入申告されていない場合は、保護費の返還等
をしていただきます。

□ 資産・就労等の可否・病状・扶養義務者等について、定期的に調査を実施します。

資産状況(関係機関)、生活状況(自宅等)、病状(医療機関等)、援助の
可否(扶養義務者等)などについて、調査を実施します。
扶養が期待できない方への照会を行わないなどの弾力的な運用を行って
います。

(2) 暴力団員等について

□ 暴力団員は、保護の要件を満たさないものとして、申請を却下するなど厳正に対応しま
す。

10 相談・連絡

福祉事務所のケースワーカーは、問題を一緒に解決するために、定期的に訪問します。そのときには日頃の心配ごとなど、遠慮なく相談してください。また、あなたが住んでいる地区の民生委員にも相談ができます。

11 申請時にお持ちいただきたい資料

以下の資料が不足していても申請は可能ですが、円滑な調査のためご協力をお願いします。

<input type="checkbox"/>	アパート等借家にお住まいの方	お住まい先の契約書(無の場合は家主等の証明)、家賃の支払い状況が分かるもの
<input type="checkbox"/>	持家等の不動産をお持ちの方	登記簿謄本、固定資産税納税通知書等
<input type="checkbox"/>	預貯金額が分かる書類	銀行の通帳、キャッシュカード ※ネットバンクの場合は、残高画面 ※残高が0円でも必要となります
<input type="checkbox"/>	健康保険等に加入している方	加入している国民健康保険証、社会保険証、後期高齢者医療保険者証、介護保険証
<input type="checkbox"/>	各種手帳をお持ちの方	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、母子手帳等
<input type="checkbox"/>	各種医療助成制度に適用の方	自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証、ひとり親家庭医療費助成受給証等
<input type="checkbox"/>	医療機関の診察券をお持ちの方	通院している病院、診療所の診察券
<input type="checkbox"/>	生命保険に加入している方	生命保険や学資保険等の証書
<input type="checkbox"/>	雇用保険、労災保険を受給している方	各種受給資格者証等、受給していることが分かるもの
<input type="checkbox"/>	年金を受給している方	年金証書、年金手帳、直近の年金通知はがき等、受給していることが分かるもの
<input type="checkbox"/>	各種手当を受給している方	児童手当決定通知書、児童扶養手当証書等
<input type="checkbox"/>	現在就労している方	直近3か月分の給与明細書
<input type="checkbox"/>	親族の情報が分かるもの	住所、氏名、連絡先等 ※メモ用紙でも構いません
<input type="checkbox"/>	自動車、バイクをお持ちの方	車検証、自賠責、任意保険証書等
<input type="checkbox"/>	本人確認書類	免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書等
<input type="checkbox"/>	印鑑(シャチハタ不可)	
<input type="checkbox"/>	その他、財産・収入に関するもの	

えびなしかつせ ばんち
海老名市勝瀬175番地の1

えびなしぶくしじむしょ せいかつしえんかほごかかり
海老名市福祉事務所 生活支援課保護係

TEL 046-235-4821 (ほご がかりちよくつう
保護1係直通)

046-235-8233 (ほご がかりちよくつう
保護2係直通)

046-231-2111 (だいひょう
代表)